

大和市告示第69号

大和市産後健康診査助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市産後健康診査助成要綱の一部を改正する要綱

大和市産後健康診査助成要綱（令和2年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母親」を「女子」に改める。

第4条中「第2条各号」を「前条各号」に、「を含み、死産、流産又は」を「並びに死産及び流産を含み、」に改める。

第5条第2項前段中「補助券保有者」を「「補助券保有者」」に改め、同条第5項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の大和市産後健康診査助成要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新要綱第4条の規定は、適用日以後に受診した新要綱第3条に規定する産後健診（以下単に「産後健診」という。）について適用し、適用日前に受診した産後健診については、なお従前の例による。

3 新要綱第5条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する補助券保有者が適用日から施行日の前日までの間に産後健診を受診した場合（当該出産が死産又は流産であった場合に限る。）の助成の手続については、同条第4項及び第5項の規定を準用する。